平成２１年（フ）第８２８号
千葉県柏市新逆井２丁目７番16―12号
債務者　篠塚　壽次
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１６６号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目175番地の２　小菊荘35号室
債務者　大黒　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第３９４号
山梨県甲斐市龍地5007番地１
債務者　大木　明一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
山梨県甲斐市龍地5007番地１
債務者　大木美智子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
山梨県笛吹市八代町南1974番地１
債務者　小川　裕之
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
山梨県甲斐市玉川506番地３
債務者　石川　　渉
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
山梨県南アルプス市下今井161番地１県営若草下今井団地２―203
債務者　石川まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４１号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田859番地２恵泉303号
債務者　上田　博貴
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺1224番地２　グランデージマイトリー203号
債務者　田上　俊也
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５６号
山梨県中央市乙黒637番地
債務者　田中　正子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
岐阜市琴塚１丁目１番27号
債務者　足立　武明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
岐阜市琴塚１丁目１番27号
債務者　足立　龍司
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９７号
岐阜市茜部中島２丁目21番地４
債務者　高木　博明
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６９８号
岐阜市茜部中島２丁目21番地４
債務者　高木まゆみ
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７７１号
岐阜市加納愛宕町18番地１　愛宕住宅527号室
債務者　松本　節夫
1　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１８５号
山口県宇部市大字妻崎開作1218番地１
債務者　礒村　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第９０１号
高知県南国市大埇甲1356番地８
債務者　廣瀬　義人
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３７号
高知県香南市吉川町吉原80番地５　養蔵団地194号
債務者　中元　理賀
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
高知地方裁判所破産係